

リニア中間判決控訴審判決日の案内

原告適格回復の判決を求める

期日：11月28日(火)

時間：午前11時～

(東京高裁101号)

集合：午前10時15分

(東京地方裁判所前)



2020年12月1日、ストップ・リニア！訴訟の原告の3分の2にあたる532名の原告適格を認めないとする中間判決が出され、私たちは不当判決を認めないとして、167名の原告で東京高裁に控訴しました。その控訴審が8月30日結審し、11月28日判決が出されます。

原審のストップ・リニア！訴訟の判決が7月18日東京地裁で言い渡されました。この判決は、原告(249名)側の主張を全く考慮せず、国交省とJR東海の言い分を最大限採用し、国交大臣のリニア工事計画を認める不当なものでした。中間判決の控訴審では、リニア事業と工事の現状を踏まえ、高裁が原告適格の完全な回復を認める判決を出すよう求めました。

<11月28日の行動予定>

10:15 東京地裁前集合&集会
11:00 判決(高裁101号法廷)

13:30~17:00 院内報告集会
参議院議員会館B107会議室
(入館証配布は13:00~)

- ① 弁護団から当日の判決内容報告、判決の評価、今後の取組み予定
- ② 『リニア訴訟と行政裁量論』
東京経済大学名誉教授
磯野弥生さん



ストップ・リニア！訴訟原告団事務局：問合せ
080-6545-8784 橋本